

《 教職員・保護者・地域向け資料 》

いじめ  PRESS !

“いじめ”の共通理解に向けて



沖縄県教育委員会

どういう行為が“いじめ”だと思いますか？

強い者が、弱い者に対しての行為？



一方的、継続的な行為？

悪意を持った行為？

意図的に行った行為？

現在“いじめ”の定義とは、

《いじめの定義》

「いじめ防止対策推進法より」

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等も含む。）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（表現を一部簡略化しています。）

◆いじめに該当するか否かは、児童生徒の感じる被害性に着目し、判断する！



Q, これって“いじめ”ですか？

事例

学級会での話し合い活動のときに、小学3年生の級長Mさんは、司会を務めていました。みんなの意見を聞こうと、日頃からおとなしいKさんに、「Kさんもちょうんと意見言ってよ！」と言いました。すると、Kさんは何も答えられず、顔が真っ赤になり、うつむいてしまい、泣き出してしまいました。



級長の Mさん



Kちゃんも、
意見言ってよ！

Mさんは、級長として、みんなの考えを聞こうと、悪気なく意見を聞いたつもりだった。

しかし、日頃からおとなしく、みんなの前で発言するのが苦手だったKさんは、その言葉に苦痛を感じてしまった。

意見を求められた
Kさん



【 答 え 】

Kさん

行為を受けた側が、苦痛を感じてしまったので、



“いじめ” に該当する

Mさん
への
対応例

- ◎ 級長としての役目を果たそうとしたことを十分評価してあげる。
- ◎ 発言が苦手な子の気持ちについてどんな対応が良かったか一緒に考える。



法律上で定義されている“いじめ”とは

- ◆ 好意でおこなった言動
- ◆ 意図せずに行った言動
- ◆ 継続性がない行為
- ◆ よかれと思って行った言動
- ◆ 衝動的に行った言動
- ◆ 偶発的な行為 等

であったとしても

行為を受けた子どもが「心身の苦痛を感じた」
場合は“いじめ”と判断されます



なぜ“いじめの定義”はこんなに広いの？

法律上の“いじめ”

A

社会通念上の“いじめ”

「力の差」, 「一方的」, 「継続性」, 「悪意」
誰もが深刻な被害と認識するもの

B

些細ないじめを初期の段階で見つけ、重大事態へと発展させないよう、対応していくため。

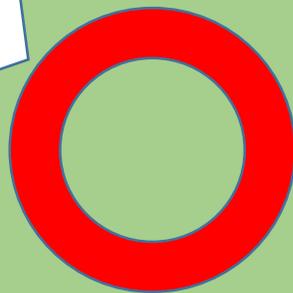
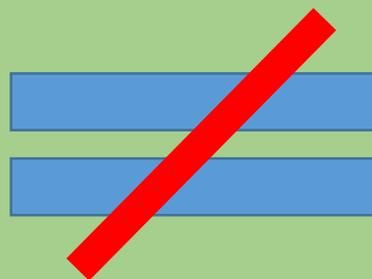
“いじめ” “はどの学校でもどの子にも起こる



国の調査によると、
9割の児童生徒が、
“いじめ”の被害、
加害の経験があると
されている。

いじめの認知件数が多さは、学校の丁寧な見取りの証（あかし）

いじめ認知
件数の多さ

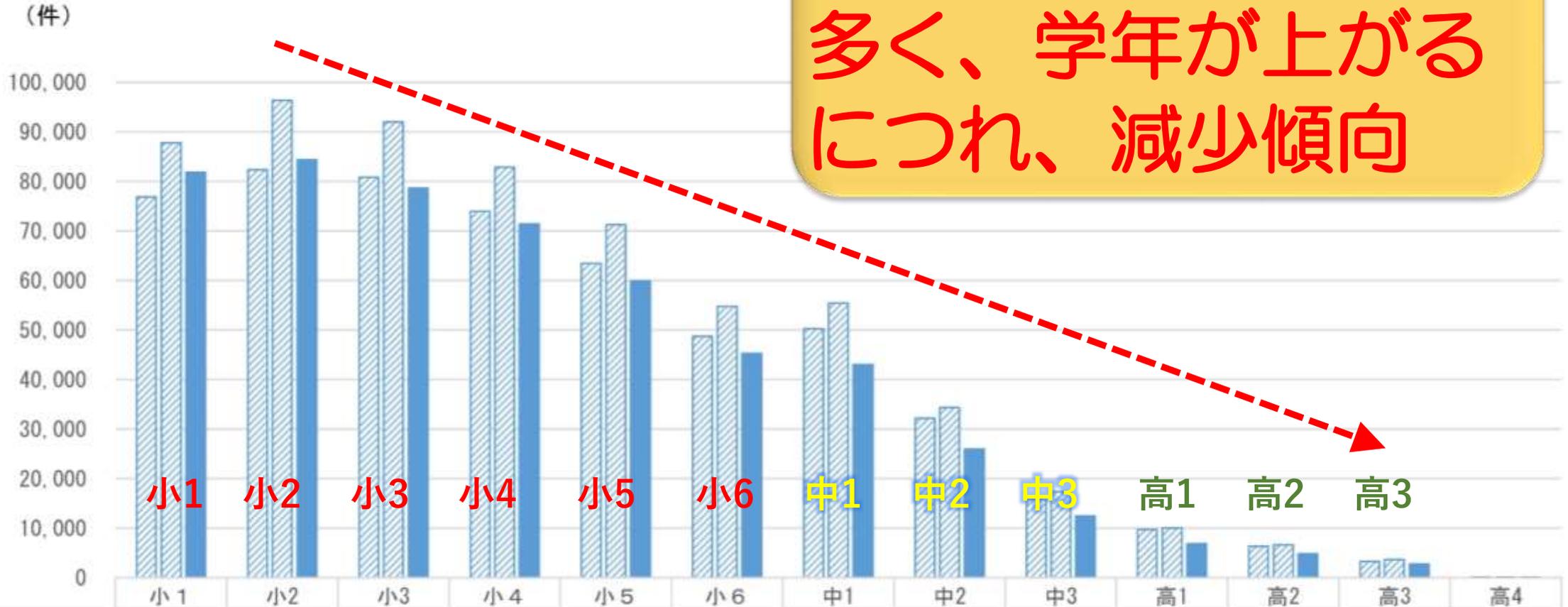


子供の丁寧な見取りの証
隠れたいじめが認知され、
解決に向け対応される。

“いじめ”の状況について

学年別 いじめの認知件数

小学校で認知件数が多く、学年が上がるにつれ、減少傾向



	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
平成30年度	76,893	82,360	80,821	73,980	63,465	48,738	50,259	32,159	15,829	9,724	6,368	3,292	45
令和元年度	87,759	96,416	91,981	82,883	71,255	54,767	55,405	34,352	17,341	9,996	6,655	3,633	53
令和2年度	81,787	84,354	78,629	71,385	59,901	45,240	42,999	25,987	12,397	6,887	4,814	2,732	51

“いじめ”の態様別状況について

冷やかしからい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる

仲間はずれ、集団による無視

軽くぶつかられたり、遊ぶふりで叩かれる、蹴られる

ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる

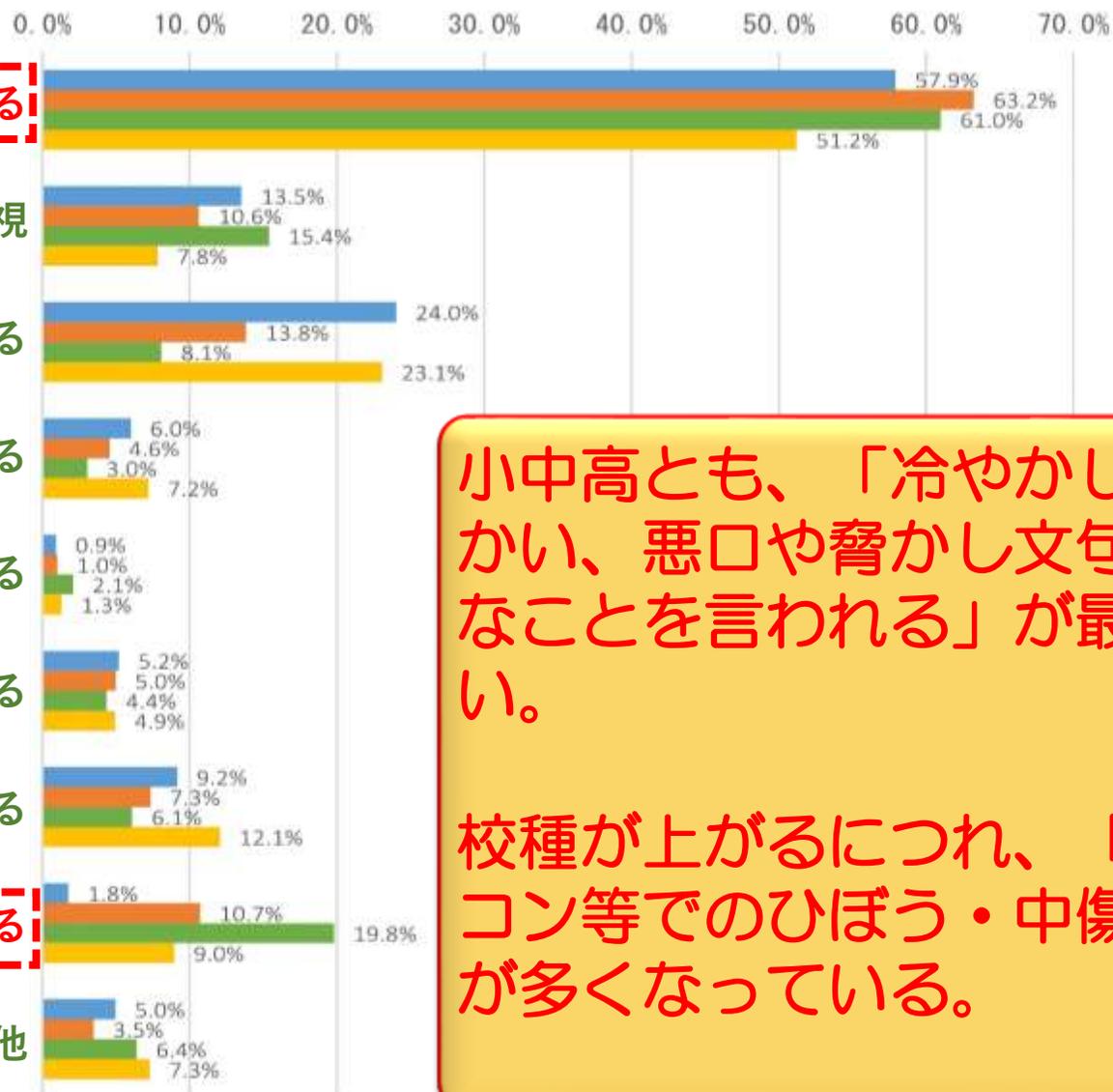
金品をたかられる

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる

嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる

パソコンや携帯電話等で、ひぼう、中傷や嫌なことをされる

その他



小中高とも、「冷やかしからい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる」が最も多い。

校種が上がるにつれ、「パソコン等でのひぼう・中傷等」が多くなっている。

“いじめ”の解消の状況

	解消しているもの	解消に向けて取組中	その他
沖縄県	<u>69.7 %</u>	<u>30.1 %</u>	<u>0.2 %</u>
全国	77.4 %	16.6 %	0.1 %

令和2年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等調査」より

認知された“いじめ”は、軽微なものがほとんどで、その約7割は解消し、3割は継続的に対応されている。（解消とは、3ヵ月以上いじめの行為が止んでおり、本人が苦痛を感じなくなっている状況）

「いじめ防止対策推進法」で学校は何をするの？

①学校いじめ防止基本方針の策定

・学校として、どのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める。



②学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

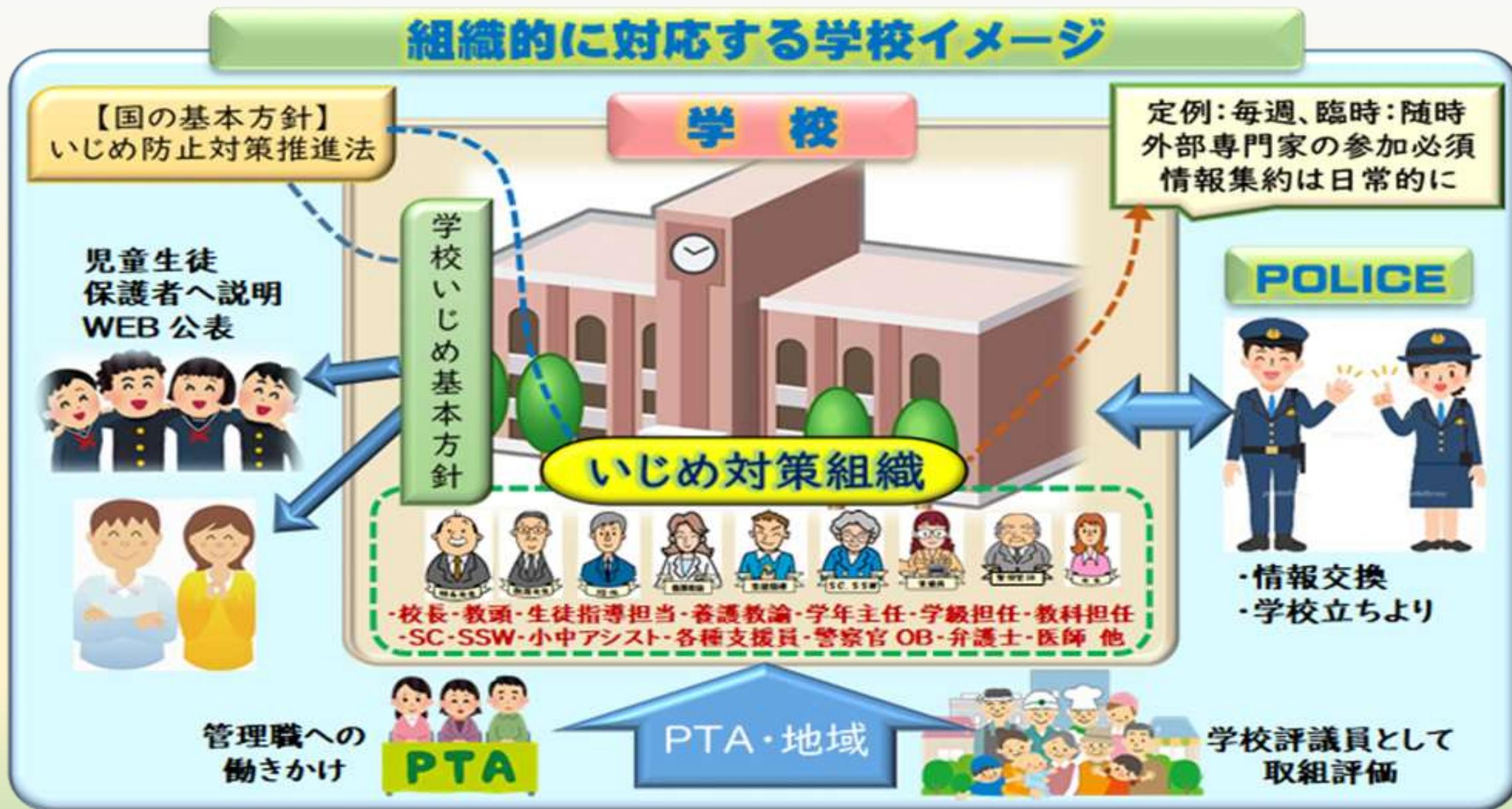
- ・学校におけるいじめ対応を行うため常設の組織を設置する。
- ・いじめ対応は個人で行わず、情報共有のもと組織で対応する。



③学校におけるいじめ防止等に関する対応

- ・いじめの未然防止
 - ・早期発見
 - ・いじめに対する措置
- を行う。

●いじめ対応は個人ではなく組織的対応（チーム対応）で！！



“いじめ重大事態”とは？ ①

【第1号】 《生命心身重大事態》

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

【第2号】 《不登校重大事態》

いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

※ 不登校重大事態は、認知もれのケースが多く、適切な対応がなされないまま問題が大きくなる事案が少なくありません。いじめにより学校に行けない状況になった時点で、早めの対応・相談を！

“いじめ重大事態”とは？ ②

◆ これまで重大事態として扱った事例 (この事例が基準ということではない)

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- 暴行を受け、骨折した。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
- わいせつな画像や加工した顔写真画像をネット上で拡散された。
- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

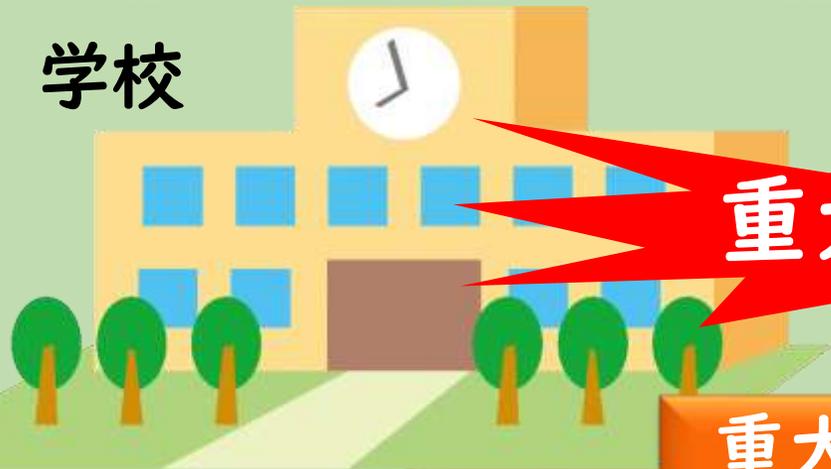
【見落としがちな事例】

- 当該校へは復帰ができないと判断し、転校した。
- 子どもや保護者から「いじめにより重大な被害があった」と訴えがあった。

※ いじめにより、重大被害が発生した疑いの段階で、重大事態として扱う。

重大事態の対処

学校



重大事態発生



重大事態発生報告

(学校の設置者)市町村教育委員会

※市町村教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。学校か設置者か。

- ① 調査組織の設置
- ② 調査の実施
- ③ 情報提供
- ④ 調査結果の報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた適切な措置

一連の対応は、随時、保護者と情報共有しながら進めていくこととなっています

学校で“いじめ”が起こったら①

いじめの訴え・兆候の確認から対応までの流れ

情報集約

①兆候確認

いじめの訴え
兆候を発見
(確認)※
些細なものも
含む

②組織へ報告

校内いじめ
対策組織へ
状況報告

③いじめ判断

校内対策組
織でいじめの
有無を判断

④対応方針

決定
具体的な
対応方針を
協議し決定!
(素早く!)

情報共有

⑤組織で実践

決められた
対応方針を
組織で実践!
(確実に!)

★継続対応

★解決



学校で“いじめ”が起こったら②



	本人へ	保護者へ
被害児童生徒	<ul style="list-style-type: none">●決して本人に非がない事を伝え自尊感情を高める支援を行います。●本人の安心・安全を守ることを保障し、全力で守ります。●本人が安心して学校生活が送れる環境の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none">●直接保護者へ事実関係を伝えます。●本人及び保護者の安心・安全を守ることを保障し、全力で守ります。●学校の対応方針を伝えます。●保護者と連携協力を密にし、本人・保護者への寄り添い支援体制を構築します。
加害児童生徒	<ul style="list-style-type: none">●いじめをすぐにやめさせ、再発防止の措置をとります。●いじめは人格を傷つけ生命等も脅かす行為であることを理解させ、その責任を自覚していく指導を行います。●場合によっては、警察や関係機関との連携による措置など、毅然とした対応を行います。●行為を行った理由をしっかりと聞きます。	<ul style="list-style-type: none">●いじめの事実関係が確認できたら、迅速に保護者へ連絡し、事実に対する理解や納得をえるようにします。●学校の対応方針を伝える。●学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めます。●継続して助言や支援を行います。

もし、お子さんが “いじめ”を受けていると思ったら

- 本人の心身の安全をすぐに確保しましょう
- 本人の話をしっかり聴いてあげましょう
- 本人から、話が聞けても聞けなかったとしても、すぐに学校に相談しましょう。（学校は“いじめ”に組織的に対応します）
- 学校の今後の対応方針を聞き、密に連絡を取り合いましょう
- 学校と連携し、解消、もしくは解消後も継続的に本人を見守っていきましょう

教職員・保護者のみなさまへ

“いじめ”は、人格を傷つけ、著しく人権を侵害する行為です。一方、子どもたちが、学校生活を送る中で、“いじめ”はおこります。

いじめには、必ず被害側、加害側の子どもができます。その際、両者の望ましい成長を促すといった視点で対応していくことを共通理解しましょう。「いじめ対応」は、学校、子ども、保護者・地域の共通理解があってはじめて効果を上げます。

子どもたちがいきいきと自己実現がかなえられる「魅力ある学校」を学校と保護者、そして地域も連携・協力し、つくっていきましょう。